

佐賀県訓令甲第2号

農 林 水 産 部
 佐賀県上場営農センター
 佐賀県農業試験研究センター
 佐賀県農業大学校
 佐賀県果樹試験場
 佐賀県茶業試験場
 佐賀県畜産試験場

佐賀県農業大学校教育研修規程（平成2年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、佐賀県農業大学校管理規則（昭和59年佐賀県規則第25号。以下「規則」という。）第16条の規定により学生及び<u>研修生</u>を試験研究機関等に派遣して行う教育又は<u>研修</u>（以下「実地教育」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実地教育)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 実地教育を行うことができる研修部の研修は、当該研修の内容に応じ、佐賀県農業大学校長（以下「校長」という。）が定める。</u></p> <p>(休業日の変更)</p> <p>第5条 試験研究機関等の長は、規則第17条第1項に規定する休業日以外の日に臨時に休業し、又は同項及び同条第2項に定める日に実地教育を行う必要があるときは、<u>校長</u>に対し、同条第3項の規定により臨時に休業日を定め、又は同条第1項及び第2項に定める日に教育若しくは<u>研修</u>を行うことを求めることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、佐賀県農業大学校管理規則（昭和59年佐賀県規則第25号。以下「規則」という。）第16条の規定により学生を試験研究機関等に派遣して行う教育（以下「<u>実地教育</u>」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実地教育)</p> <p>第3条 略</p> <p>(休業日の変更)</p> <p>第5条 試験研究機関等の長は、規則第17条第1項に規定する休業日以外の日に臨時に休業し、又は同項及び同条第2項に定める日に実地教育を行う必要があるときは、<u>佐賀県農業大学校長（以下「校長」という。）</u>に対し、同条第3項の規定により臨時に休業日を定め、又は同条第1項及び第2項に定める日に教育を行うこと</p>

改正前	改正後
	を求めることができる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。